

モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業を
実施する者の公募についての公示

令和5年10月12日

国土交通省住宅局長 石坂 聡

次のとおり、モデル性の高い空き家対策に関する普及・広報・周知事業を実施する者の公募について公示します。

※ この公募は、広報関連事業を実施する者を公募するものです。令和5年4月27日～6月2日及び6月22日～7月26日に提案の募集を行った空き家対策モデル事業のソフト提案部門、ハード提案部門による補助を受けようとする事業者の募集ではありません。

1. 事業概要

(1) 事業名

モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業

(2) 事業目的

我が国における使用目的のない空き家は平成30年時点で349万戸にのぼり、直近のトレンドからは令和12年に470万戸程度まで増加すると見込まれている。こうした状況を受け、空き家対策のさらなる充実・強化のため、令和5年6月14日に「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和5年法律第50号）が公布（公布の日から6月以内に施行）されたところである。今後我が国の空き家問題を解消していくためには、改正法の施行と併せて、空き家所有者をはじめ広く国民一人ひとりに対して空き家対策の重要性やリスクへの理解及び行動を促していく必要がある。そのためには、行政や民間事業者等のあらゆる主体が空き家所有者等一人ひとりに対して空き家の発生抑制、活用や除却、適切な管理の確保につながる意識啓発を行うことが極めて重要である。

本事業では、空き家対策の広報等に関して広く行政や民間事業者等が活用可能で効果の高い手法を構築することで、空き家対策に係る広報等の全国的でかつ幅広い主体による展開を図ることを目的とする。

(3) 公募対象事業及び募集件数

- 空き家対策に関する空き家所有者等向けの効果的な広報等の検討及びその実証により、空き家対策の広報等に関して広く行政や民間事業者等が活用可能で効果の高い手法を構築する事業 1件

(4) 事業規模の目安、補助率

2億円程度、定額

(5) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和5年10月下旬～令和6年3月25日

(6) 留意事項及び国土交通省との調整等

- 改正空家法による措置等の周知にあたっては、周知内容について国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室と十分にかつ密に調整すること。

2. 応募者の要件

次の要件の全てを満たす者。

- ・本事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ・国土交通省本省内部部局等の長からの指名停止の措置を受けていないこと。
- ・本事業の実施に当たって知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。
- ・本事業を適確に実施するに足る技術的な基礎を有する者であること。
- ・本事業を適確に実施するに足る経理的な基礎を有する者であること。
- ・本事業の適確な実施のために適切な組織、人員を有していること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局等

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 今田

電話 03-5253-8111 (内線39357)

電子メール imada-t2y4@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和5年10月12日(木)から令和5年10月25日(水)まで

②方法 説明書の交付を希望する場合は、予め上記担当部局まで事前連絡を行い、電子メール等により交付。

(3) 提案書の提出期限、提出先及び方法

①期限 令和5年10月25日(水)18時00分まで

②提出先 上記担当部局

③方法

○郵送の場合

上記担当部局にて3部郵送する。(書留郵便に限る。)

○電子メールの場合

上記担当部局へ1部送付する。

- ・送付後、上記担当部局に電話で着信を確認すること。

- ・申請の担当者を複数名含めた送信とし、メール件名を「(応募申請) モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業」とすること。また、本メールを交付年度終了後5年間保存すること。
- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)
「Microsoft Word 2016」 「Microsoft Excel 2016」 「Just System 一太郎11」
「Adobe acrobat Reader DC」以前の形式に限る。
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

4. 採択者の選定方法

モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業を実施する者の公募についての説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、採択者を選定する。この際、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書の原本は、原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨、提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。